

東彼杵町日常生活用具種目・基準額一覧					
種目	品目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2級以上及び難病患者 等（寝たきりの状態に ある者）	腕、脚等の訓練のできる 器具を附帯し、原則とし て使用者の頭部及び脚部 の傾斜角度を個別に調整 できる機能を有するも の。	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1級の障害者及び2級以 上の障害児療育手帳A2 以上 （常時介護を要する者 に限る。）及び難病患 者等（寝たきりの状態 にある者） ※原則として3歳以上 のもの。	褥瘡の防止又は失禁等に よる汚染又は損耗を防止 できる機能を有するも の。	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1級 （常時介護を要する者 に限る。）及び難病患 者等（自力で排尿でき ない者） ※原則として学齡児以 上のもの。	尿が自動的に吸引される もので、障害児・者及び 難病患者等又は介護者が 容易に使用し得るもの。	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2級以上 （入浴に当たって、家 族等他人の介助を要す る者に限る。） ※原則として3歳以上 のもの。	障害児・者を担架に乗せ たままリフト装置により 入浴させるもの。	5年	82,400円

	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上 (下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) ※原則として学齢児以上のもの。	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上及び下肢又は難病患者等 ※原則として3歳以上のもの。	介護者が重度身体障害児・者又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児 ※原則として3歳以上のもの。	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児及び難病患者等 ※原則として学齢児以上のもの。	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) ※原則として3歳以上のもの。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上及び難病患者等(常時介護を要する	障害児・者又は難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけるこ	8年	4,450円 5,400円 (便器に手

	者) ※原則として学齢児以上のもの。	とができる。)ただし、 取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		すりをつけ た場合)
頭部保護帽	療育手帳A2以上 (てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ※原則として3歳以上のもの。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	12,160円
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行不安定な者	障害児・者が容易に使用し得るもの。	3年	3,150円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ※原則として3歳以上のもの。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
特殊便器	上肢障害2級以上 療育手帳A2以上で訓練	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただ	8年	151,200円

		をおこなっても自ら排し、取替えに当たり住宅便後の処理が困難な者改修を伴うものを除く。 ※原則として学齢児以上のもの。		
火災警報機	障害等級2級以上 療育手帳A2以上 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500円
自動消火器	障害等級2級以上 療育手帳A2以上 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 又は 難病患者等。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700円
電磁調理器	視覚障害2級以上 (当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯) 療育手帳A2以上で18歳以上のもの。	障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000円
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上のもの。	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	10年	7,000円
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を資格、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400円
在宅療 養等支 援用具	透析液加温器 腎臓機能障害3級以上 ※原則として3歳以上のもの。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円

ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上の者又は肢体障害2級以上の若しくは咽頭摘出による音声言語障害であって医師の意見書等により必要と認められる者。 ※原則として学齢児以上のもの。	障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上の者又は肢体障害2級以上の若しくは咽頭摘出による音声言語障害であって医師の意見書等により必要と認められる者。 ※原則として学齢児以上のもの。	障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円
吸引・吸入両用器	呼吸器機能障害3級以上の者又は肢体障害2級以上の若しくは咽頭摘出による音声言語障害であって医師の意見書等により必要と認められる者。 ※原則として学齢児以上のもの。	障害児・者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	72,500円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害児・者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等。	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年	157,500円

	視覚障害者用 体温計（音声 式）	視覚障害2級以上 （当該者の世帯が単身 世帯又はこれに準ずる 世帯） ※原則として学齢児以 上のもの。	障害児・者容易に使用し 得るもの。	5年	9,000円
	視覚障害者用 体重計	視覚障害2級以上（視 覚障害者のみの世帯及 びこれに準ずる世帯）	視覚障害児・者が容易に 使用し得るもの。	5年	18,000円
情報・ 意思疎 通支援 用具	携帯用会話補 助装置	音声機能若しくは言語 機能障害者又は肢体不 自由児・者であって、 発生・発語に著しい障 害を有する者 ※原則として学齢児以 上のもの。	携帯式で、ことばを音声 又は文章に変換する機能 を有し、障害者が容易に 使用し得るもの。	5年	98,800円
情報・通信支 援用具	視覚障害2級以上、上 肢障害2級以上又は言 語、上肢複合障害2級 以上 （文字を書くことが困 難な者に限る。） ※原則として学齢児以 上のもの。	障害者向けのパーソナル コンピュータ周辺機器、 アプリケーションソフト 等		6年	100,000円
意思伝達装置	言語機能を喪失した難 病患者等又は言語機能 が著しく低下している 筋萎縮性側索硬化症等 の神経疾患患者であっ て、コミュニケーション 手段として必要があ ると認められる難病患 者等。	まばたき、筋電センサー 等の特殊な入力装置を備 え、難病患者等が容易に 使用し得るもの。		6年	470,000円
点字ディスプ	視覚障害及び聴覚障害	文字等のコンピュータの		6年	383,500円

レイ	の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上、かつ、聴覚障害2級）を有する者であつて、必要と認められる者	画面情報を点字等により示すことのできるもの。		
点字器	視覚障害を有し、本装置により意志伝達が容易になる者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	7年	10,400円
携帯用点字器	視覚障害を有し、本装置により意志伝達が容易になる者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	5年	7,200円
点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるものに限る。）	容易に操作できるもの。	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上のもの。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	(録音再生機) 85,000円 (再生専用機) 35,000円
視覚障害者用活字文字読上げ装置	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上のもの。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	99,800円
視覚障害者用	視覚障害を有し、本装置	画像入力装置を読みたい	8年	198,000円

拡大・音声読書器	置により文字等を読むことが可能になる者 ※原則として学齢児以上のもの。	もの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は音声で読み上げるもの。		
視覚障害者用時計（触読時計）	視覚障害2級以上	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	10年	10,300円
視覚障害者用時計（音声時計）	視覚障害2級以上 （原則として、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者）	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	10年	13,300円
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	29,000円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・言語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 ※原則として学齢児以上のもの。	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用できるもの。	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有しかつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚	6年	88,900円

		障害者が容易に使用し得るもの。		
笛式人口喉頭	音声機能障害を有し、喉頭を摘出している者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4年	5,100円
電動式人口喉頭	音声機能障害を有し、喉頭を摘出している者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年	72,000円
福祉電話（貸与）	難聴者又は外出困難な身体障害児・者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害児・者が容易に使用し得るもの。	—	—
ファックス（貸与）	聴覚障害及び音声機能障害若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者。（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害児・者が容易に使用し得るもの。	—	—
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障	点字により作成された図書	—	—

		害児・者			
排泄管 理支援 用具	ストマ用装具 (蓄便袋)	高度の排便機能障害者 でストマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用 した密閉型又は下部開放 型の収納袋	—	(月額) 8,858円
	ストマ用装具 (蓄尿袋)	高度の排尿機能障害者 でストマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用 した密閉型又は下部開放 型の収納袋	—	(月額) 11,639円
	紙おむつ等	乳幼児期以前の非進行 性の脳病変による運動 機能障害を有する者で あって、障害等級2級 以上の者のうち排便若 しくは排尿の意志表示 が困難なもの。 ※原則として3歳以上 のもの。		—	(月額) 12,000円
	収尿器	排尿機能障害者で尿失 禁のあるもの。	採尿器と蓄尿袋で構成 し、尿の逆流防止装置を つけるものとする。	1年	8,755円
住宅改 修費	居宅生活動作 補助用具	下肢、体幹機能障害又 は乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による運 動機能障害（移動機能 障害に限る。）を有す る者であって障害等級 3級以上の者（ただ し、特殊便器への取替 えをする場合は上肢障 害2級以上の者）及び 下肢又は体幹機能に障 害のある難病患者等。 ※原則として学齢児以 上のもの。	障害者又は難病患者等の 移動等円滑にする用具で 設置に小規模な住宅改修 を伴うもの。	—	200,000円